応急手当講習用資器材貸出規約

平成 27 年 11 月 11 日制定 平成 28 年 5 月 23 日一部改正 平成 29 年 8 月 4 日一部改正

(総 則)

第1条 この応急手当講習用資器材貸出規約(以下「規約」という。)は、借用申込者(以下「甲」という。)と公益財団法人札幌市防災協会(以下「乙」という。)との間における応急手当講習用資器材(以下「資器材」という。)の賃貸借契約(以下「契約」という。)について定めるものとします。

(締結目的)

- 第2条 この契約は、資器材を活用し、次のいずれかを満たすことを目的とした場合 にのみ締結します。
 - (1) 応急手当普及推進員又は応急手当普及員が、普通応急手当講習又は普通救命 講習(以下「講習」という。) を実施する場合
 - (2) 応急手当普及推進員又は応急手当普及員を擁する法人が、当該法人の職員を対象として講習を実施する場合
 - (3) 応急手当の普及に貢献する目的で、契約することが必要であると乙の理事長が特に認めた場合

(貸出資器材)

第3条 乙は、リトルアン1体、AEDトレーナー1台及び気道確保用説明モデル1 個を資器材1式として貸出します。

(契約の成立)

- 第4条 この契約は、甲の借用申込に対し、乙が承諾した時をもって成立するものと します。
- 2 甲は、契約を締結する場合、規約の条件に同意したものとみなします。
- 3 乙は、甲の承諾なく規約の一部を変更することができるものとします。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、甲が直接資器材の引渡を受けた日(以下「引渡日」という。) 又は配送により資器材を受領した日(以下「受領日」という。)から、甲が資器材 を直接返却する日(以下「返却日」という。)又は返却のため資器材を返送する日 (以下「返送日」という。)までとし、申込時に甲と調整のうえ、乙が設定します。

(資器材の引渡)

第6条 乙は、甲に対し資器材が通常の品質・性能を備えていることを説明したうえで引き渡すものとします。ただし、不備又は欠陥(以下「不備等」という。)が認められる場合には、乙の責任において不足分の追加又は代替品との交換を行うものとします。

(資器材の返却)

第7条 甲は、資器材を直接返却する場合、乙の立会いのもとで、不備等の有無について乙の確認を受けた後に返却するものとします。

(資器材の配送)

- 第8条 甲が配送により資器材の受領を希望する場合、乙は、不備等に対応する期間 (以下「不備対応期間」という。)、土日祝日(以下「休日」という。)、配達希望時 間帯等を考慮して資器材を配送するものとします。
- 2 甲は、資器材の受領後、直ちに内容等を確認し、不備等があれば乙に連絡するものとします。この際、乙が資機材の不備等を認めた場合には、乙の責任において不足品又は代替品を再配送するものとします。
- 3 不備等が認められた際の甲から乙への連絡は、翌日午前9時を期限とし、それまでに連絡がない場合、資器材は通常の品質・性能を備えた状態で甲が受領したものとみなします。

(資器材の返送)

第9条 甲は、資器材の返送にあたり、不備等の有無について確認のうえ返送するものとし、不備等を確認した場合には、速やかに乙に連絡するものとします。

(貸出料金)

- 第10条 貸出料金は、貸出期間中の講習1回につき、資器材1組4,000円(税別)とします。ただし、同一日に講習を複数回実施する場合は、これを1回とします。
- 2 貸出料金の支払方法は、現金支払又は銀行振込のいずれかとし、現金支払は前払い、銀行振込は後払いとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。
- 3 貸出期間中、甲の都合により資器材を使用しなかった場合又は甲が貸出期間満了 前に資器材を直接返却若しくは返送した場合であっても、甲が乙に支払った貸出料 金は返金しないものとします。

(配送及び返送の方法及び料金)

- 第 11 条 甲が配送による資器材の受領を希望する場合の配送料金及び返送による返却を希望する場合の返送料金は、甲の負担とします。
- 2 配送及び返送は、乙の定める方法(ゆうパック)によるものとし、料金は実費と します。ただし、甲が他の方法を希望する場合は、甲及び乙の協議によるものとし ます。

3 配送料金及び返送料金は、返送後に貸出料金と併せて支払うものとします。

(解 約)

- 第 12 条 甲は、資器材の引渡を受ける前又は乙が資器材を配送する前に、解約を申し出ることができます。なお、解約の申出があった時点で、甲から乙に対し既に料金が支払われている場合は、乙は甲に対し、支払われた金額から乙の振込手数料を差し引いた金額を申出があった日の翌日から3営業日以内に口座振込により返金するものとします。ただし、現金による返金については、甲及び乙の協議によるものとします。
- 2 乙が資器材を甲に引き渡した後又は配送後における中途解約は認められません。

(使用用涂)

第 13 条 甲は、資器材を本来の用法に従い使用することとし、その他の目的に使用することを禁止します。

(検収・担保責任)

- 第 14 条 乙は、甲に対し、引渡し時において資器材が通常の品質・性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性その他については担保しません。
- 2 資器材に関し、乙の責めに帰すべき事由によって乙が甲に対し損害賠償責任を負 う場合、第10条に記載する貸出料金及び第11条に記載する配送並びに返送料金相 当額を上限とし、現に甲が支出した直接損害に限るものとします。
- 3 資器材の不具合等に起因して甲又は第三者に生じた間接損害、特別損害、逸失利 益等については、乙は責任を負いません。

(返却期日及び返却遅延損害金)

- 第15条 甲は、乙の指定する返却日又は返送日(以下「返却期日」という。)までに 資器材を直接返却又は返送するものとします。
- 2 甲が前項の義務を怠った場合、甲は乙に対し、返却期日の翌日から返却完了日(返送の場合は返送完了日)までの日数分、返却遅延損害金として1日につき1,00 0円(税別)を支払うものとします。

(免責)

第 16 条 乙は、地震、津波、台風その他の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、運送会社による配達の遅れや配送中の事故、その他乙の責めに帰さない事由により、資器材が毀損し、又は引渡が遅滞若しくは不能となった場合、乙はその責任を負いません。

(転貸・譲渡の禁止)

第 17 条 甲は、資器材を第三者に転貸又は譲渡することを禁止します。

(修繕義務)

第 18 条 甲の責めに帰すべき事由により資器材が滅失又は毀損した場合には、甲は 乙に対し、代替品(新品)の購入代金相当額又は修理代金相当額を支払うものとし ます。

(契約解除・期限の利益喪失)

- 第 19 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができるものとします。
 - (1) 規約又は契約の条項のいずれかに違反したとき
 - (2) 貸出料金、修理代金、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき
 - (3) 自ら振出し又は引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は 支払不能若しくは支払停止状態に至ったとき
 - (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その 他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申 立があったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - (5) 資器材について必要な管理を行わなかったとき、あるいは定められた使用方 法に違反したとき
 - (6) 解散、死亡若しくは後見(保佐、補助含む)開始、又は住所・居所が不明と なったとき
 - (7) 信用状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
 - (8) 資器材の利用に関して、不正な行為(違法行為又は公序良俗に違反する行為等)があったとき
- 2 前項の規定に基づき乙が契約を解除した場合、甲は直ちに資器材を乙に返却する とともに、返却日までの貸出料金及び付随する全ての費用を乙に支払うものとしま す。
- 3 甲に本条第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する債務を直ちに乙に支払うものとします。
- 4 本条の契約解除により甲に発生した損害について、乙は一切の責任を負いません。

(管轄裁判所)

第 20 条 規約及び貸出契約に基づく甲及び乙の間の紛争に関しては、乙の事務所所 在地を管轄する札幌地方裁判所のみを第一審の管轄裁判所とします。